

山梨県公報

第千四百四十六号

平成十六年

一月二十六日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の解除の予定	三二
土地収用事業の認定	三二
道路の区域変更(三件)	三二
道路の供用開始(二件)	三三
字の区域変更	三三
換地計画の適当決定	三四
公 告	三四
落札者等の決定について	三四

告 示

山梨県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南アルプス市芦安芦倉字野呂川入一六八五(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

社会福祉法人甲府市民生福祉会

二 事業の種類

社会福祉施設桜井寮・春風寮用地拡張事業

三 起業地

1 収用の部分 甲府市桜井町字梅ノ木地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十條第一号要件

社会福祉施設桜井寮・春風寮用地拡張事業(以下「本事業」という。)は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十二号)に規定する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームを経営する事業であり、法第三條第二十三号に掲げる「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十條第一号に該当する。

2 法第二十條第二号要件

起業者である社会福祉法人甲府市民生福祉会は、老人福祉法第十五條第四項に基づき、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームを設置することができる社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人である。また、起業者は、平成十五年度及び平成十六年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十條第二号に該当する。

3 法第二十條第三号要件

(一) 特別養護老人ホーム桜井寮及び養護老人ホーム春風寮(以下「施設」という。)は、高齢者等への各種福祉サービスを提供するため、昭和五十六年以降順次現在の敷地に建設されたものである。しかし、施設敷地が狭あいであるため、各種事業の実施にあたって支障を来しているとともに、駐車場が不足しているため来訪者等に不便をかけている状況にある。このため、本事業は、施設利用者等の憩い及び団らんの場、レクリエーション等が出来る広場並びに来訪者等の駐車場を整備するもので、本事業施行により、施設利用者等への多様で質の高いサービスの提供が可能となり、来訪者等の利便性の向上が図られると見込まれることなどから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

- (二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。
- (三) 起業地は、施設との一体性、利便性、経済性等の要件を考慮し選定された、施設近隣の三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。
- (四) 本事業に係る起業地の範囲は、予想利用者数等から積算し、施設の役割を実現するために必要な施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。
- (五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、既存施設の敷地が狭あいであるため、レクリエーション等の事業実施に支障を来している状況等から敷地の拡張整備を行うものであり、施設の現況を踏まえると、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

甲府市都市計画課

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年二月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	------	-----------------	--------------

東山梨郡勝沼町大字勝沼字上町三二八八番の一地先から
東山梨郡勝沼町大字勝沼字道上三五九一番の二地先まで

旧	九・〇〇 一一・〇	二九〇・〇
新	九・〇〇 一八・〇	二九〇・〇

山梨県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年二月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	------	-----------------	--------------

南巨摩郡中富町大字夜子沢字上子ノ神一三四番地先から
南巨摩郡中富町大字夜子沢字下子ノ神二六番の一地先まで

旧	四・六〇 六・七	二七五・〇
新	四・六〇 二八・〇	二七五・〇

山梨県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年二月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大月市猿橋町大字藤崎字見郷二〇六三番の 一地从先から 大月市猿橋町大字藤崎字前田一九一四番の 二地先まで	新	旧	三・八〇 一八・〇	四四九・〇
大月市猿橋町大字藤崎字見郷二〇六三番の 一地从先から 大月市猿橋町大字藤崎字前田一九一四番の 二地先まで	新	新	三・八〇 一八・〇	四四九・〇
大月市猿橋町大字藤崎字見郷二〇六三番の 一地从先から 大月市猿橋町大字藤崎字前田一九〇三番の 二地先まで	新	新	一一・二〇 四一・〇	三八九・八

山梨県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十六年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八 田線	東八代郡石和町大字砂原字青木 七九番の一地从先から 東八代郡石和町大字砂原字青木 二三四番地先まで	新	一一〇・〇	平成十六年 一月二十六 日

山梨県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士川身延 線	南巨摩郡南部町大字内船字外古 御所七八七三番の一地从先から 南巨摩郡南部町大字内船字外中 田四六七七番地先まで	新	六五・〇	平成十六年 一月三十一 日

山梨県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、都留市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字朝日馬場字鎌倉沢一六四九の二、一六五〇の二、一六五一の二、一六六一の三から一六六一の五まで、一六六二の二から一六六二の四まで、一六六三の三の一部、一六六四の二、一六六四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	大字朝日曾雌字大平

<p>及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部</p>	<p>大字朝日馬場字和田一六七九の二、一六八六の二、一六八七の三、一六九〇の二、一六九〇の四から一六九〇の七まで、一六九一の四から一六九一の四まで、一六九三の二から一六九三の三まで、一六九四の二、一六九五の二、一六九六の三、一六九六の四、一六九七の四、一六九七の五、一六九八の二、一六九八の三、一六九九の二、一六九九の三、一六九九の五、一七〇〇の二、一七〇〇の四から一七〇〇の六まで、一七一一の二、一七一五の二から一七一五の四まで、一七一五の乙、一七一六の二から一七一六の四まで、一七一七の三、一七二二の二、一七二二の五、一七二二の六、一七二二の三、一七二二の六、一七二二の内一、一七二四、一七二五の二から一七二五の三まで、一七二六の二、一七二七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部</p>	<p>大字朝日曾雌字和田</p>
<p>大字朝日馬場字鎌倉沢一六六三の三の一部、一六六五の二、一六六六の二、一六六六の三、一六六七の二、一六六七の三、一六六八の二、一六七三の二、一六七四の二、一六七五の二、一六七五の三、一六七六の二から一六七六の三まで、一六七七の二から一六七七の三まで、一六七八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大字朝日馬場字唐菅一三〇三の二から一三〇三の三まで、一三〇三の五、一三〇四の二から一三〇四の五まで、一三〇五の二、一三〇五の三、一三〇六の二、一三〇六の三、一三〇七の二、一三〇七の三、一三〇八の二、一三〇八の三、一三〇九の二から一三〇九の三まで、一三一一の二から一三一一の三まで、一三二四の二、一三二四の三</p>	

<p>の四、一二二五の二、一二二六、一二二七の二から一二二七の三まで、一二二八の二、一二九四の二から一二九四の五まで、一二九五の二から一二九五の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部</p>	<p>大字朝日馬場字膳棚一七三三の三、一七七七の二、一七七七の三、一七八〇、一七八一、一七八二の二、一七八二の三、一七八二の四及びこれらの区域に隣接する水路等である国有地の一部並びに二〇二〇の二の地先の水路である国有地の一部</p>
---	--

山梨県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、都留市長から認可申請のあった団体営土地改良事業（大平・久保地区区画整理事業）の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
 平成十六年一月二十六日
 山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年一月二十七日から同年二月二十四日まで
- 三 縦覧場所
都留市役所
- 四 異議申出期間
平成十六年二月二十五日から同年三月十六日まで

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年一月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
山梨県総合的行政文書管理システム用サーバ機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部私学文書課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年十二月十一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
三百十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第六号に
該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番